

札幌市子どもの貧困対策計画(案)【概要版】

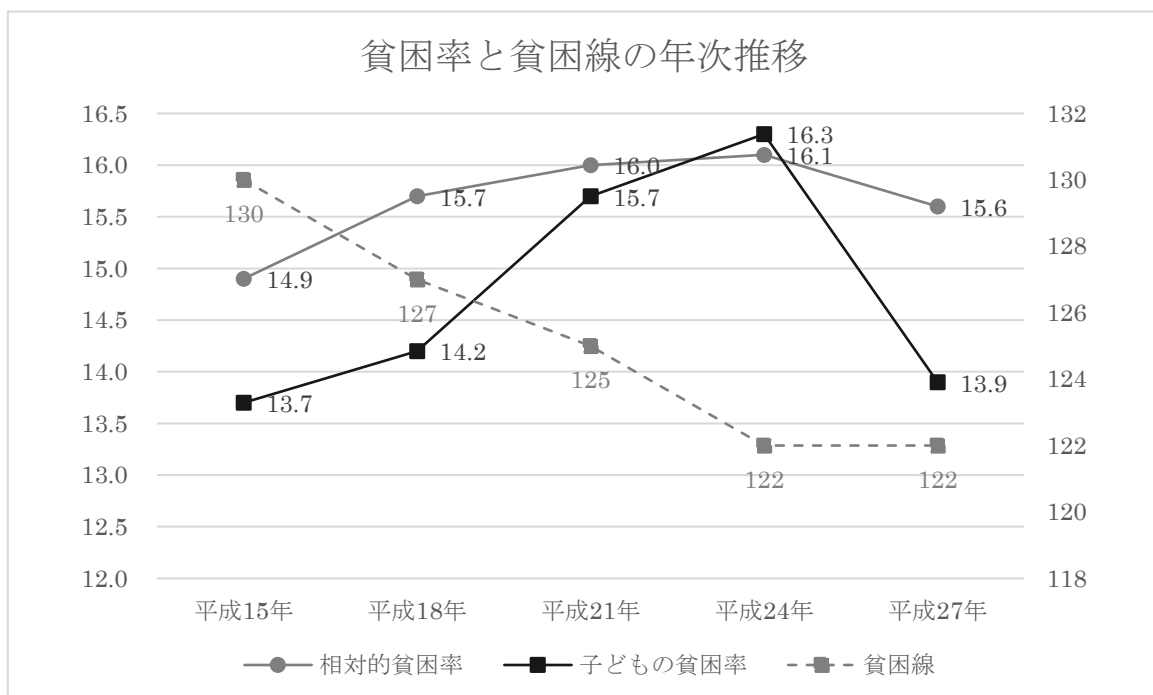
第1章 計画の策定について

1 計画策定の背景

(1) 国の動き

・子どもの貧困率

平成28年国民生活基礎調査において、平成27年の子どもの貧困率は13.9%となり、過去最高を更新した平成24年に比べて2.4ポイント改善が見られたものの、未だおよそ7人に1人の子どもが貧困の状態にある。



＜資料＞厚生労働省「平成28年国民生活基礎調査」

・子どもの貧困対策の推進に関する法律

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定（平成26年1月施行）

・子供の貧困対策に関する大綱

政府として子どもの貧困対策を総合的に推進し、解決に取り組んでいくための基本方針や柱となる施策を示すものとして平成26年8月に「子供の貧困対策に関する大綱」を閣議決定

(2) 北海道の動き

平成27年12月「北海道子どもの貧困対策推進計画」策定

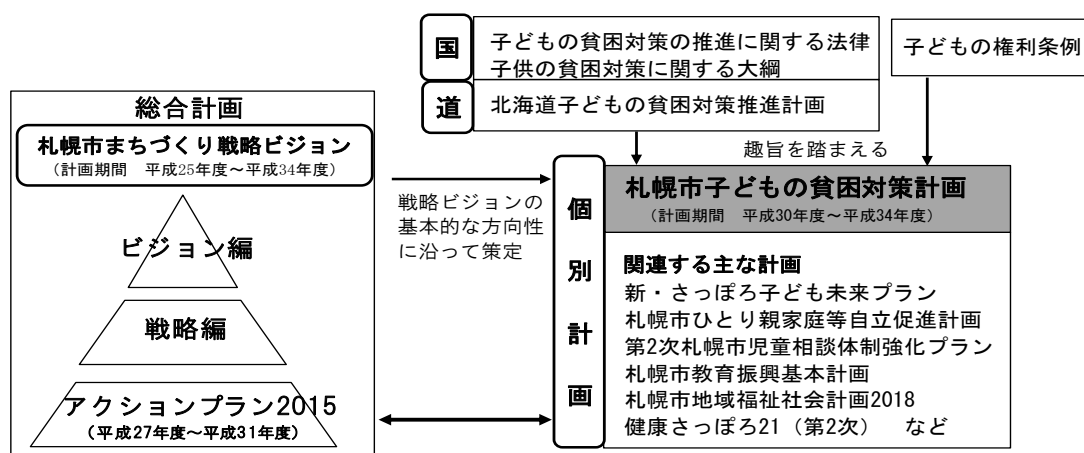
2 本市の計画について

(1) 策定の趣旨

実態調査で明らかになった課題に対応するため、事業の拡充や見直し、新たな事業の構築を行った。

これらの取組を体系的に整理し、本市の子どもの貧困対策を計画的に進めることで、困難を抱えている子ども・世帯をより効果的な支援につなげることを趣旨として計画を策定する。

(2) 計画の位置づけ



(3) 計画期間

平成30年度から平成34年度までの5年間

第2章 本市の子どもの貧困等の状況

1 実態調査の概要

調査種類	対象
市民アンケート	2歳、5歳、小2の保護者、小5、中2、高2の保護者及び子ども、20・24歳の若者 配布数 16,326件 回収数 9,010件 回収率 55.2% (平成28年10月～11月にかけて実施)
支援者ヒアリング	子どもの成長・発達の段階において関わりの深い26の支援機関・団体等 (平成28年6月～平成29年2月にかけて実施)
座談会	児童養護施設入所(経験)者、ひとり親家庭の子ども・若者、生活保護・奨学金の受給(経験)者 (平成29年3月～5月にかけて実施)

2 本市における子どもの貧困の状況・課題

課題1 相談・支援

- ・ 困難を抱えている世帯ほど、子どもや保護者自身の悩みを相談する人がいない、子育てに関する制度やサービス、相談窓口を知らないなど、社会的孤立の傾向
 - ・ 周囲から困難に気づくことが難しい。相談窓口への行きづらさを感じている世帯
- 相談支援体制の充実・強化と支援策の情報を確実に届けるための広報が必要

課題2 子どもの育ちと学び

【乳幼児期の子育て】

- ・ 核家族化の進展で子育ての負担が増す中、子育ての不安を一人で抱え込む世帯が増加
- 乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える取組とともに、子育て世帯の不安を解消する相談支援等の充実が必要

【子どもの学び】

- ・ 困難を抱えている世帯では、学習環境が十分に整わず、学習の理解度も低い傾向
- 学習意欲の向上にも寄与するさまざまな学習機会の提供や、子どもが安心して学ぶための支援体制の充実が必要

【子どもの居場所・体験】

- ・ 教育や進路のことを親に相談できない、家庭や学校に居場所がないと感じる子ども
 - ・ 「孤食」の状況にある子どもや家庭的な料理を知らない子ども。こうした子どもの成長のためには家庭や学校以外でモデルとなる大人と関わる機会が大切との指摘
- 学校や家庭以外で子どもが安心して過ごすことができる居場所づくりや、子どもの成長に寄与する多様な学びや体験活動の支援が必要

課題3 若者の社会的自立

- ・ 困難を抱えている世帯では、大学進学への希望が低い傾向
 - ・ 経済的な要因により進学を諦めている事例のほか、身近に適切なモデルがないため、進学や就職に対するイメージが持てない子どもが存在
- 若者の進学・就労等の希望の実現に向けた進路支援や就労支援、困難を抱える若者への相談支援など、若者の社会的自立に向けた支援が必要

課題4 生活基盤の確保

- ・ 教育資金の準備状況に差が生じるなど、世帯の経済状況が子どもにも影響
 - ・ 仕事をしているにも関わらず収入が少ない。特に母子家庭でその傾向が高い
- 保護者への就労支援や生活基盤を確保する経済的支援が必要

課題5 特に配慮を要する世帯への支援

- ・ 児童養護施設等入所児童への退所後の生活や進学等への支援の重要性
 - ・ ひとり親家庭は経済的に苦しい世帯が多く、様々な困難を抱えやすい傾向
 - ・ 生活保護世帯等では、日常生活や子どもの進学等の様々な場面で困難や制約が発生
- 特に配慮を要する世帯へは、生活状況に応じたきめ細かな支援が必要

第3章 本市の子どもの貧困対策

1 基本理念

全ての子どもは、可能性に満ちたかけがえのない存在であり、自分らしく、豊かに成長し、発達していく権利が認められている。

札幌市では、第一に子どもの視点に立って、困難を抱えている子どもとその保護者が必要な支援に結びつくための体制を整えるとともに、子どもの成長における諸段階に応じた切れ目のない支援を展開し、併せて保護者への必要な支援を実施することなどによって、子どもがその生まれ育った環境などに左右されることなく、毎日を安心して過ごしなが、夢と希望をもって成長していくことができる社会の実現を目指す。

2 「子どもの貧困」のとらえ方

主に経済的な問題を要因として、子どもが生まれ育つ環境に様々な困難が生じることにより、心身の健康や周囲との人間関係、学習環境など、発達の諸段階において様々な不利や制約と結びつき、子どもの成長や将来的な自立に困難な影響を及ぼしている状態

3 計画の対象

「子どもの貧困」の状態にある子ども・若者とその家族

4 施策の体系

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

施策1-1 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実

施策1-2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進

基本施策2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

施策2-1 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援

施策2-2 子どもの学びの支援

施策2-3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援

基本施策3 困難を抱える若者を支える取組の推進

施策3-1 社会的自立に向けた支援

基本施策4 保護者の就労や生活基盤の確保

施策4-1 保護者の自立・就労の支援

施策4-2 生活基盤の確保に向けた支援

基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

施策5-1 社会的養護を必要とする子どもへの支援

施策5-2 ひとり親家庭への支援

施策5-3 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援

第4章 施策の展開

基本施策1 困難を抱える子ども・世帯を早期に把握し、必要な支援につなげる取組の推進

施策1—1 気づき、働きかけによる相談支援体制の充実

<施策の方向性>

- ・ 困難を抱えている子ども・世帯に気づき、必要な支援につなげる体制の推進
- ・ 成長段階に応じた切れ目のない相談支援の推進
- ・ 配慮を要する子ども・世帯への相談支援の推進

<主な事業・取組>

- ・ 困難を抱える子ども・世帯を把握し必要な支援に結びつける体制の強化【**拡充**】
- ・ 子どもの貧困への理解の促進【**新規**】
(→必要な支援に結びつける体制をより推進するため、子どもと関わる関係者への研修や啓発を実施)
- ・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの活用【**拡充**】
(→児童生徒等の相談・支援体制の充実)
- ・ 困難を有する若者への相談支援及び支援機関ネットワークの充実【**拡充**】
(→若者支援施設において、若者の社会的自立に向けた総合的な支援を実施)

施策1—2 地域や関係機関・団体との連携による支援体制の推進

<施策の方向性>

- ・ 支援機関や団体等との連携の推進、広報の充実

<主な事業・取組>

- ・ 地域における支援機関や団体等との連携促進【**新規**】
(→地域における様々な支援機関や団体等とのネットワークの形成など)
- ・ 必要な支援策を届ける広報の充実【**拡充**】
(→各種制度や相談窓口等の認知度の向上に向けた広報の充実)

基本施策2 子どもの育ちと学びを支える取組の推進

施策2—1 乳幼児期の子どもの育ちと子育ての支援

<施策の方向性>

- ・ 乳幼児期の子どもの健やかな成長を支える取組の推進
- ・ 乳幼児期の子どもを育てる保護者への支援の充実

<主な事業・取組>

- ・ 乳幼児健康診査
- ・ 子ども医療費助成【**拡充**】
(→平成30年度から小学1年生の通院を助成対象に拡大)
- ・ 保育ニーズに応じた保育施設等の整備促進【**拡充**】
(→幼稚園から幼保連携型認定子ども園等への移行を促進)

施策 2-2 子どもの学びの支援

<施策の方向性>

- ・子どもの学びを支える取組の推進
- ・子どもが安心して学ぶための支援体制の推進
- ・教育の機会均等を図るための経済的支援の充実

<主な事業・取組>

- ・ひとり親家庭学習支援ボランティア事業
- ・就学援助【**拡充**】
(→支給費目の追加などによる制度の充実)
- ・高等学校等生徒通学交通費助成【**新規**】
(→札幌市内に居住し、公共交通機関を利用して石狩管内の高等学校などに通う生徒の通学費について、基準額を超える額の一部を助成)

施策 2-3 子どもの居場所づくり・体験活動の支援

<施策の方向性>

- ・子どもが安心して放課後等を過ごすことができる居場所づくりの推進
- ・子どもの自主性などを育む多様な学びや体験・交流活動の推進

<主な事業・取組>

- ・地域における子どもの居場所づくりの推進に向けた取組【**新規**】
(→地域における子どもの居場所づくりへの効果的な支援策を検討)
- ・サッポロサタデースクール事業【**拡充**】
(→地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用したプログラムを土曜日等に実施)

基本施策 3 困難を抱える若者を支える取組の推進

施策 3-1 社会的自立に向けた支援

<施策の方向性>

- ・困難を抱える若者の社会的自立に向けた支援の推進
- ・ひきこもり対策の充実

<主な事業・取組>

- ・若者の社会的自立促進事業（学習支援）【**新規**】
(→高校中退者等を対象とした学習相談及び学習支援の実施)
- ・ひきこもり対策推進事業【**拡充**】
(→ひきこもり地域支援センターによる相談支援の実施、ひきこもり状態にある人とその家族などが集まり支援を受けられる機会の提供)

基本施策4 保護者の就労や生活基盤の確保

施策4-1 保護者の自立・就労の支援

<施策の方向性>

- ・子育て世帯の保護者の自立・就労にむけた支援の推進

<主な事業・取組>

- ・女性の多様な働き方支援窓口運營業務【拡充】
(→個々の環境やニーズに合わせた多様な働き方の実現に向けた就労相談支援)
- ・ひとり親家庭就業機会創出事業【拡充】
(→ひとり親家庭を対象とした合同就職説明会の開催回数を拡大)

施策4-2 生活基盤の確保に向けた支援

<施策の方向性>

- ・子育て世帯の生活基盤の確保に向けた支援の推進

<主な事業・取組>

- ・児童手当、児童扶養手当 ・市営住宅への優先入居
- ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業【拡充】
(→貸付の種類追加や償還期間の延長について検討)

基本施策5 特に配慮を要する子ども・世帯を支える取組の推進

施策5-1 社会的養護を必要とする子どもへの支援

<施策の方向性>

- ・社会的養護を必要とする子どもへの施設入所中、退所後における支援の推進

<主な事業・取組>

- ・児童相談体制の強化【拡充】
- ・児童養護施設等入所児童への大学進学等奨励給付事業
(→大学進学等により児童養護施設等の入所措置解除となる児童への生活費等の支給)

施策5-2 ひとり親家庭への支援

<施策の方向性>

- ・ひとり親家庭が抱える多岐にわたる課題への総合的な支援の推進

<主な事業・取組>

- ・高等職業訓練促進給付金事業【拡充】
(→ひとり親家庭の親の資格取得に係る給付。対象資格の追加等により利用促進)
- ・必要な支援策を届ける広報の充実(再掲)【拡充】

施策5-3 生活保護世帯・生活困窮世帯への支援

<施策の方向性>

- ・生活に困窮する世帯への個々の状況に応じた支援の推進

<主な事業・取組>

- ・生活困窮者自立支援事業
- ・札幌まなびのサポート事業(生活困窮世帯の中学生への学習支援)

第5章 計画の推進について

1 成果指標の設定による計画の推進状況の把握

指標		現状値 (平成 28 年度)	目標値 (平成 34 年度)
基本 施策 1	妊娠・出産や子育てについて相談相手や情報収集手段があり、 相談等により不安や負担が軽減されている人の割合	57.3%	65.0%
	非課税世帯の内、区役所の相談窓口にて子育てや生活について 相談する方法を知らなかった世帯の割合	9.1%	世帯全体の 割合※1
基本 施策 2	子どもを生き育てやすい環境だと思う人の割合	56.1%	80.0%
	子どもが自然、社会、文化などの体験をしやすい環境である と思う人の割合	56.9%	70.0%
基本 施策 3	困難を抱える若者が自立に向けて支援機関を利用し職業訓練 への参加や進路決定をした割合	43.9%	60.0%
基本 施策 4	子どもがいる世帯の内、家計の状況がぎりぎりまたは赤字で ある世帯の割合	62.6%	50.0%
	ひとり親家庭の親(母子家庭)の就業者に占める正規の職員の 割合	35.8%	45.0%
基本 施策 5	市内社会的養護体制における「家庭的養育環境」の割合	62.5%	70.0%
	今後の生活(経済的・子育て等)に不安があるひとり親家庭 (母子家庭)の割合	88.0%※2	80.0%
	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率	97.5%	一般世帯の 進学率※3

※1 平成 28 年度の世帯全体(市民アンケート(札幌市子ども・若者生活実態調査)による)の割合は 6.0%

※2 平成 29 年度の値 ※3 平成 28 年度の札幌市における一般世帯(生活保護世帯を除く)の進学率は 99.3%

2 子どもの貧困の現状と、対策の取組の普及啓発の推進

子どもの貧困対策を市民の幅広い理解と協力のもとに進めていくために、子どもの貧困の現状と、対策の取組を広く市民と共有する。

3 計画を推進するための実施体制

子どもの貧困に関わる有識者等による会議において、取組状況や効果等を検証するとともに、庁内関係部局間での情報共有や施策の検証等を行い、連携を一層強化する。

また、子どもの貧困対策を専管する「子どものくらし支援担当課」を平成 30 年度から新たに設置する。

4 子どもの貧困に関わるデータや情報の収集による実態把握

計画を推進していく上で必要なデータ等の収集を行い、生活実態やニーズを把握しながら、必要な施策の検討を行う。